

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

終末期介護と医療のはざま

安らかに死を迎えさせて欲しい介護施設に希望したが、それが叶うことはありませんでした。

「介護施設でできることの限界があります。病院へ行ってください。」

「病院(急性期病院)での処置は終わりました転移して下さい。」

終末期の介護と医療の狭間で家族は悩み苦しむ。制度(法律)があるから仕方が無い。

自分の死生観を元気なうちに考え、遺言で残す。「死」ではない、人生のエンディングステージをきっちり容(かたち)で残し、関係者(介護・医療)に伝えることも必要です。

相続コンサルティング(株) 代表取締役 名和 泰典

特集 個人信託とは…ボケたらどうする老後の財産管理

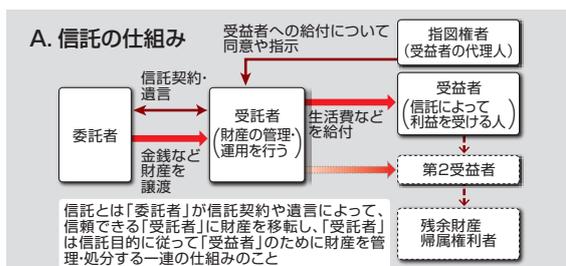
高齢になると、認知症になる可能性が増える。判断力が無くなると、たとえ子供であっても親の不動産の売買や運用が勝手にはできなくなります。解決案としては「個人信託」があります。

高齢者の名義の**不動産**や**預貯金**を「信託財産」にして、子供なりを**受託者**にして管理運用をまかせ、自分が生きている間は**受益者**として、信託財産から生活費などを支払ってもらいます。

不動産などの名義は**受託者**である子供に移るが、信託では**受益者**が信託財産を所有するとみなして課税するのが原則なので、子供に贈与税はかかりません。

信託契約は高齢者がなくなった時に終了させるか、**受益者**を変更して継続する場合があります。終了させる場合は**受託者**である子供が通常相続して、相続税を支払います。

通常委託者と**受託者**の2者で契約するのが基本ですが、**委託者**と**受益者**、**委託者**と**受託者**がそれぞれ同一の契約もあります。**委託者**と**受益者**が同じときは「自益信託」といいます。



個人信託の活用事例

- ①自分が亡くなった後、妻と子供に安定した生活を送ってほしい→第一受益者を妻、第二受益者を子供にし、毎月生活費を給付する。
- ②自分が亡くなった後、妻の面倒を見てくれた子供などに財産をあげたい→第一受益者である妻が、第二受益者を変更することができる。
- ③自分が亡くなった後、障害を抱える子供が安心して生活を送れるようにしたい→受益者を子供にして、受益者の権利に関する「指図権者」を指定する。
- ④将来、自分の判断能力が低下したときに、誰かに財産を管理してほしい(子供がいなくても)→受益者を自分にして、受益者の権利に関する「指図権者」を指定する。

成年後見制度があるが、違いは成年後見人の主な役割は身上監護と財産管理で、財産の積極的な運用や処分が出来ません。本人が亡くなれば後見業務は終了します。

子供などがいない場合は信託銀行が受託者になるケースがありますが、手数料など問題が多いようです。

個人信託の知名度はまだ低いが、今後、少子高齢化時代に安心して老後の財産管理を任せたり、資産を継承したりする事のできる手段として注目が集まりそうです。

執筆者 高橋 邦一

相続コンサルティング株式会社(相続解決組)
Agora 通信発行

〒500-8857

岐阜市坂井町1丁目24 Agora岐阜内

相続解決組

検索

連絡先

下記にお気軽にお電話下さい

執筆者(相続解決組スタッフ)のご紹介

高橋 邦一

一級建築士・不動産コンサルタント・
宅地建物取引主任者
有限会社 夢現工房
〒500-8381 岐阜市市橋 1-16-10
TEL(058)274-8198
FAX(058)274-0398
E-mail:mugen-k@ccn.aitai.ne.jp



主な業務

建築設計・監理
不動産売買・仲介
不動産コンサルタント
相続コンサルタント

ごあいさつ

相続コンサルティングには幅広い知識と経験が必要です。建築設計事務所や不動産コンサルタントで得た知識と経験をもとに、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士等の皆さんと協力して、「良い相続」が出来るようにお手伝いさせていただきます。どうぞお気軽に御相談ください。

プロフィール

国立岐阜工業高等専門学校建築学科卒業後、京都市の吉村建築事務所に勤務。8年後に岐阜市に戻り美濃善不動産(株)に勤務後平成6年独立開業。公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部理事 岐阜県不動産コンサルティング協会理事・事務局長

相続コンサルティング(株)(相続解決組)のご紹介

「相続解決組」とは

皆様とのかかわりの中で皆様自身そして残されるご遺族の皆様のために、何が出来るかを考え、最適なお提案をさせていただく相続のための専門家集団です。なんでもお気軽にご相談下さい！

お問い合わせ先は… TEL.058-251-6711 <http://www.sozoku-c.com>

これからの相続に備えたい方へ

遺言書の書き方
生前の
財産処分(贈与)

成年後見手続
任意後見手続
事業の承継

紛争にならないための対策

相続でお悩みの方へ

不動産の名義変更
相続税の申告

不動産の有効活用
相続トラブル

相続解決組メンバー紹介

名和	泰典	(代表・不動産コンサルタント)
地守	亮	(税理士)
竹中	雅史	(弁護士)
青木	厚二郎	(税理士)
土屋	博史	(司法書士)
横山	真一	(司法書士)
坂井田	和宏	(税理士)
高橋	正夫	(行政書士)
高橋	邦一	(一級建築士)
渡辺	辰雄	(相続アドバイザー)
加藤	勲	(相続アドバイザー)
岡田	和夫	(不動産コンサルタント)
岡田	由美子	(土地家屋調査士)